申請書にその変更後の託送供給等約款の案及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二　［略］

三　前条第二号ロの事項を変更（消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）のみの変更を除く。）しようとする場合にあっては、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定に基づいて作成した書類

四　［略］

第二十二条　法第十八条第五項の規定による託送供給等約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第十九の託送供給等約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二　［略］

三　第十八条第二号ロの事項を変更（消費税等相当額のみの変更を除く。）しようとする場合（次条各号に掲げる費用の額の減少のみに対応する場合を除く。）にあっては、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定に基づいて作成した書類（同令様式第二を除く。）

四　第十八条第二号ロの事項を変更（消費税等相当額のみの変更を除く。）しようとする場合（次条各号に掲げる費用の額の減少のみに対応する場合に限る。）にあっては、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定に基づいて作成した書類

五　［略］

第二十四条　法第十八条第八項の規定による託送供給等約款の変更の届出をしようとする者は、様式第二十の託送供給等約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二　［略］

申請書にその変更後の託送供給等約款の案及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二　［略］

三　前条第二号ロの事項を変更（消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）のみの変更を除く。）しようとする場合にあっては、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定に基づいて作成した同令様式第一から様式第八までの書類

四　［略］

第二十二条　法第十八条第五項の規定による託送供給等約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第十九の託送供給等約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二　［略］

三　第十八条第二号ロの事項を変更（消費税等相当額のみの変更を除く。）しようとする場合（次条各号に掲げる費用の額の減少のみに対応する場合を除く。）にあっては、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定に基づいて作成した同令様式第一及び様式第三から様式第八までの書類

四　第十八条第二号ロの事項を変更（消費税等相当額のみの変更を除く。）しようとする場合（次条各号に掲げる費用の額の減少のみに対応する場合に限る。）にあっては、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定に基づいて作成した同令様式第九から様式第十三までの書類

五　［略］

第二十四条　法第十八条第八項の規定による託送供給等約款の変更の届出をしようとする者は、様式第二十の託送供給等約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二　［略］

申請書にその変更後の託送供給等約款の案及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二　［略］

三　第十八条第二号ロの事項を変更（消費税等相当額のみの変更を除く。）しようとする場合にあっては、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定に基づいて作成した書類

四　［略］

（特定送配電等業務）

第三十三条の五　法第二十二条の三第二項本文の電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　［略］

二　託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務のうち、小売電気事業又は発電事業に影響を及ぼし得るもの

（経済産業省令で定める一般送配電事業者の禁止行為）

第三十三条の七　法第二十三条第一項第三号の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　一般送配電事業者（認可一般送配電事業者に該当するものを除く。次号において同じ。）が、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者と同一であると誤認されるおそれのある商号を用いること。ただし、容易に視認できない場所に刻印し、又は表示する場合についてはこの限りではない。

二　［略］

三　一般送配電事業者（認可一般送配電事業者にあっては当該認可一般送配電事業者の託送供給及び電力量調整供給の業務を行う部門。第三十三条の十五第一項第一号及び第八号において同じ。）が、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は

三　第十八条第二号ロの事項を変更（消費税等相当額のみの変更を除く。）しようとする場合にあっては、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定に基づいて作成した同令様式第九から様式第十三までの書類

四　［略］

（特定送配電等業務）

第三十三条の五　法第二十二条の三第二項本文の電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　［略］

二　託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務のうち、小売電気事業又は発電事業に係る業務運営上の決定に影響を及ぼし得るもの

（経済産業省令で定める一般送配電事業者の禁止行為）

第三十三条の七　法第二十三条第一項第三号の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　一般送配電事業者（認可一般送配電事業者に該当するものを除く。次号及び第三号において同じ。）が、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者と同一であると誤認されるおそれのある商号を用いること。ただし、容易に視認できない場所に刻印し、又は表示する場合についてはこの限りではない。

二　［略］

三　一般送配電事業者が、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行うこと。